

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 大宮 惇幸

1 日時

平成 21 年 1 月 20 日（火曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 5 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

大宮惇幸委員長、工藤勝博副委員長、新居田弘文委員、関根敏伸委員、五日市王委員、菅原一敏委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

齋藤担当書記、桂木担当書記、紺野併任書記、伊藤併任書記、大村併任書記

6 説明のため出席した者

高前田農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、大森水産担当技監兼水産振興課総括課長、松岡競馬改革推進室長、宮参事、高橋農林水産企画室企画担当課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査担当課長、浅沼流通課総括課長、徳山農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策担当課長、高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業担当課長、佐々木畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生担当課長、堀江林業振興課総括課長、平野林業振興課特命参事、竹田森林整備課総括課長、中村森林整備課整備担当課長、藤原森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整担当課長、佐々木漁港漁村課総括課長、浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事

千葉理事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

継続調査「林業の担い手対策について」

9 議事の内容

○大宮惇幸委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、林業の担い手対策について調査を行います。調査の進め方ではありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○竹田森林整備課総括課長 それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして御説明いたします。

1 ページをお開き願いたいと思います。初めに、本県林業を取り巻く情勢について御説明申し上げます。本県の森林の状況でございますけれども、図1に示しますとおり、森林面積は118万ヘクタールで県土の約8割を占め、このうち国が管理、経営いたします国有林が3分の1の40万ヘクタール、3分の2が民有林で78万ヘクタールとなっております。さらに、この民有林を区分いたしますと、個人あるいは会社などの私有林が65万ヘクタール、県、市町村などの公有林が13万ヘクタールとなっております。

次に、図2でございますけれども、この民有林の約4割が人工林であり、図3に示しますとおり、31年から50年生の林齢のものが約6割を占め、杉などの人工林資源が大変充実してきております。これらは、先人の方々が昭和30年代あるいは40年代に御苦労されて植林されたものであり、今後本格的な伐採時期を迎えようとしております。ちなみに、本県は北海道に次ぐ森林面積を有しておりますけれども、この人工林面積につきましても北海道に次いで全国第2位となっております。

2 ページをお開き願いたいと思います。県内の木材需給動向でございますが、木材生産量は外材との競合等による国産材需要の減退などから、長い間減少傾向にございましたけれども、図4のグラフでわかりますとおり、近年低迷脱却の兆しが見えてきております。この大きな要因でございますけれども、県内にごございます合板工場において、加工技術が向上して、間伐材等の小径材が利用可能となったこと、さらには木材生産業者を構成員といたします協同組合が設立されて、原木の安定供給が図られたことなどによりまして、図5、下のほうのグラフにお示ししますとおり、平成15年ころから合板用原木として県内の間伐材等の利用が増加してきており、このことが追い風になったものと考えられます。

また、近年、中国や中近東等において木材需要が急増していること、さらにはロシアが木材輸出に対して関税強化を表明したことなどを背景としまして、国内の木材産業では国産材を見直ししてございまして、安定供給に対する期待が高まっております。

しかしながら、昨年秋以降、世界同時不況と言われる中で、景気後退による住宅着工戸数の減少、さらには円高の進行による外材との価格競争の激化など、国産材にとっては取り巻く環境が大変厳しさを増している状況となっております。

3 ページをお開き願いたいと思います。木材価格の動向でございますが、木材価格は、図6のグラフでわかりますとおり、昭和55年がピークであり、現在は外材との競争激化の中で価格が低迷してございます。ちなみに、杉で見ますと、昭和55年に比較して、現在はそ

の4割の、立方メートル当たり1万3,000円程度で推移してございます。2番のところですが、国産材価格はそのとおり外材主導で形成される、いわば国際価格でありまして、これに対応するため、生産現場には徹底したコスト削減などが求められているところでございます。

右下のところ載せてございますけれども、これは林業経済研究の第一人者でございます富士通総研の梶山主任研究員のレポートの抜粋でございます。梶山先生は、ヨーロッパとの林業を比較して、日本林業にさまざまな提言を述べておられます。例えば小規模所有あるいは地形が急峻といった林業の条件は、ドイツ、オーストリアとも共通で、こういう国際価格、同じ木材価格でも採算がとれて林業が発展しているということ。日本も人工林資源が充実してきて、林業がビジネスとして発展する可能性を秘めていると、そのためには機械化による生産性の向上、あるいは安定供給による木材産業との連携が重要であると、このようなことを日本林業に対して提言を繰り返し述べられています。

4ページをお開き願います。次に、2、担い手の現状を御説明いたします。林業の担い手は、林業の特殊性として三つの担い手というカテゴリーがございます。まず最初に森林の経営権を持つ森林所有者、二つ目として所有者から森林施業を請け負う林業事業体、林業事業体に雇用されて実際に山で作業を行う林業従事者、この三つに分けられますので、それぞれについて順次御説明いたします。

最初に、森林所有者でございますが、県内の森林所有者の保有山林の状況を見ますと、図7でわかりますとおり、10ヘクタール未満の小規模所有者が全体の約8割となっております。一方、国産材価格の低迷の中で、労賃などの経営コストは上昇しておりまして、林業の採算性は悪化してございます。

図8は、大体50年生の杉で2本くらいとっていただければいいのですけれども、杉1立方メートルで雇用できる作業員数を棒グラフであらわしたものでございます。植林が盛んだところは10人くらいは雇えたものが、今は1人も雇えない、そういう状況となっております。さらに、左下には1戸当たりの経営収支に係る農林水産省の統計調査を載せてございますけれども、100ヘクタールの山林を持っていても収支が非常に厳しいということがおわかりになると思います。このように採算性が悪化したため、森林所有者の経営意欲は著しく減退しており、森林所有者のみの経営には限界があるという状況となっております。

5ページをお開き願います。林業事業体でございますが、まず森林所有者の協同組織でございます森林組合は県内に24組合ございます。所有者からの森林施業の受託や乾シイタケの集荷、販売などを行っております。森林所有者に関する情報、あるいは森林資源の現況など多くの情報を持ちまして、間伐補助金などの業務に精通しております。また、長年にわたりまして、機関造林事業の受託、補助事業の実施により造林とか保育に強い、その一方で木材の生産とか販売という分野に弱い、そのような傾向を持っております。なお、県内の森林組合は、現在経営基盤強化を目的に各地域において組合の合併に取り組んでいるところで

ございます。

次に、民間の林業事業体でございますけれども、県内に約 400 の事業体があり、森林所有者から立木を買い取って、伐採し、丸太にして販売する、そのような事業を、木材の生産販売を中心にやっております。高性能林業機械による木材生産とか、丸太の販売、流通に強い、その一方で森林所有者に関する情報力や補助金の活用ノウハウという分野に弱い、そういう傾向を持っております。

担い手として最もこのかぎを握る林業事業体は、県内の森林資源が成熟化してきているということを踏まえて、今後効率的な木材生産を実施できる能力を身につけるなど、経営力の向上が求められているところでございます。

6 ページをお開き願います。3、林業従事者でございますけれども、図 11 に示しますとおり、本県の林業従事者は林業生産活動の停滞等から年々減少してきております。また、高齢化も進行しており、60 歳以上が約 5 割を占める状況となっております。

一方、林業への新規就業者は、図 12 でお示ししておりますとおり、平成 19 年度までの 5 年間で約 400 名となっておりますが、このうち平成 15 年度から国が実施しております緑の雇用担い手対策により、240 名が森林組合や民間の事業体に正規雇用されております。

図 13 は、作業種別の従事者の推移を示しております。御覧のとおり造林、保育は大きく減少しておりますが、木材生産は少しずつではありますが、増加しております。人工林の成熟化等を背景に、作業の主体が造林、保育から木材生産へ移行しているものと考えられます。このほか労働調査では、年間就労日数についても調べておりますけれども、180 日未満の季節的な短期就労が大きく減少していることもわかっております。

以上、林業従事者に関して言えば、今後特にも高性能林業機械を駆使できるような高い技術を有する若年の従事者を養成することが必要となっております。

7 ページをお開き願います。以上、これまでの取り巻く情勢、あるいは担い手の現状を踏まえまして、課題を大きく二つに整理してみました。まず一つは、森林所有者にかわって森林の施業や管理を行う経営体が必要ということでございます。その理由の一つとして、多くの森林所有者は、右のグラフでもわかりますとおり、森林整備への意欲を減退させており、このような所有者にしっかりした森林経営を期待するには限界がございます。

二つ目の理由として、御承知のとおり、林業の経営スパンというのは 50 年あるいは 100 年という超長期でございますので、この間どうしても世代交代というものが発生いたします。後継者が不在村になるということも間々ございます。自分が植林して愛着を持って立派に山を経営されてきた方々も、現在高齢になって、みずからは作業できない年代となっているという現状でございます。概して現在の森林所有者層は森林に対する関心が薄く、中には御自身の所有する森林の境界を知らないという方もおられることも聞いております。そのように所有権とは切り離れた森林の経営管理、そういうものが必要となっております。

三つ目の理由として、県内の人工林資源は、初めて伐採時期を迎えようとしておりますけれども、森林所有者の方々には、当然ながら木を切って売ったという経験のない方が大半でござ

ざいます。危険を伴う伐採などの林業技術、さらには市況や販売先をにらんでの商品である丸太をどうつくって、どう売るかといった販売のノウハウに乏しいわけでございまして、信頼できるプロに任せるのが賢明であります。そういったプロの担い手による経営が必要となっております。

8ページをお開き願います。課題の二つ目は、木材の安定供給と採算性の向上でございます。国産材資源に目を向けている集成材や合板などの大口木材需用者からは、国産材利用の必須条件として定時、定量の安定した原木の供給が求められております。国産材よりコスト高になっても外材を利用するというのは、原木確保が安心ということが理由の一つとも聞いております。そのように川下との連携を図り、県産材をどんどん売っていくためには木材の安定供給というものが課題となっております。

採算性の向上も大きい課題でございます。まず、小規模な森林所有形態に起因いたします効率性の低さを克服するためには、隣り合う何人かの所有者を取りまとめて一定規模の作業対象地をつくる。いわゆる施業地の集約化、団地化が必要でございます。

次に、団地化することにより機械化が可能となりますので、林内路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入し、作業の低コスト化を図る必要がございます。また、森林組合の中には、本格的な木材生産販売の経験がないため、森林所有者の期待にこたえることのできないところも少なくありません。このような森林組合には、所有者にできるだけ多く利益が還元できるよう、低コスト化や木材販売のノウハウを早急に身につけることが必要となっております。

9ページをお開き願います。このページでは、林業担い手の目指す姿を描いてみました。最初に、図15を御覧いただきたいと思っております。本県林業の現状、本県に限らない面がありますけれども、現状は森林所有者単位に間断的な木材生産を行って、計画性が乏しい、そういう実態でございます。そこで目指す姿として、森林所有者を取りまとめて計画的に木材を生産し、川下へ安定供給を実現すると。そして、そのように地域を単位として森林経営を行っていく、そのような姿を掲げております。

具体的には、左下に書いておりますけれども、京都府にございます日吉町森林組合をモデルとしております。日吉町森林組合は10年間の森林所有者への働きかけにより、今では町内約1万1,000ヘクタールの9割を所有者にかわって森林施業を実施しております。間伐材の販売で得た収益については所有者に最大限還元しており、所有者とは強い信頼関係が構築されております。

所有者への働きかけのポイントとしては、まず1点目としては、手入れが必要であることを写真で示したということがあります。二つ目として、作業にかかる経費を見積書で具体的に提示して施業提案を行ったということがございます。事業の中心は間伐でありまして、作業道をつくりながら高性能林業機械による効率的な木材生産を行っております。

また、販売先につきましても、合板工場あるいは木材市場など、幾つか抱えており、市況等を見ながら有利な販売に努めていると聞いております。なお、組合によりまして、山で働

く職員の方々も月給制であり、誇りを持って仕事をしているということで、林業従事者の育成においても大変優秀なモデルとなっております。そのとおり、森林所有者にかわって地域の森林をマネジメントする経営感覚を備えた林業事業体が育成され、原木の安定供給、あるいは適切な森林整備が推進されている、そういう姿を目標に据えたいと考えてございます。

10 ページをお開き願います。今後の取り組み方向を御説明いたします。今後の取り組み方向につきまして、大きく二つに整理しております。まず一つは、地域けん引型林業経営体の育成でございます。本県では全国に先駆けて、平成 18 年度から森林所有者にかわって、地域単位の生産性の高い森林経営を行う地域けん引型林業経営体を育成しております。この名称でございますけれども、地域の森林所有者を牽引していくような経営体という意味合いで、本県が独自につけたネーミングでございます。国の制度というものではございません。毎年 10 名を目標に森林組合、あるいは民間林業事業体の中から募集、選抜しまして、施業の集約化に必要な提案技術の習得、あるいは地域森林経営プランを最終的に策定するという内容の森林経営意識改革セミナーを 3 年間実施してまいりました。セミナーにおいては、写真にございますとおり、日吉町森林組合に実際に行って、3 日間実習するというようなものも含まれておりますし、座学の講師には日吉町森林組合の湯浅さんも講師にお呼びしております。現在 19 の森林組合、12 の民間事業体、合わせて 31 のけん引型経営体を育成しているところでございます。

図 16 は、けん引型経営体による地域森林経営のイメージでございます。また、下の囲みの全県図は、けん引型経営体の認定予定を含めた分布の状況でございます。大部分の森林組合に参加していただいておりますので、県内各地に満遍なく誕生しております。ちなみに、地域森林経営プランは平成 18 年度と平成 19 年度のけん引型により、既に目標を上回る 8 万 6,000 ヘクタールの森林を対象に立てられておりますけれども、さらに今年度認定プランが加わるという状況となっております。既に所有者への利益還元を実現するなど、具体的な成果を出しているけん引型経営体があらわれております。

1 ページ飛ばして 12 ページをお開き願いたいと思います。活動事例を三つほど御紹介したいと思います。まず最初に、森林組合モデルでございますけれども、釜石地方森林組合は組合長の強いリーダーシップのもと、地元選出の理事と組合職員が一丸となって地区単位の森林所有者への働きかけを行い、大面積の施業集約化に成功しております。所有者の方々には杉の間伐で 1 立方メートル当たり 2,000 円から 3,000 円の利益を還元できたと聞いております。

次に、民間事業体モデルでございますけれども、奥州市の M 社でございますが、森林所有者に社長がみずから施業提案を行って、大面積の長期施業受託に成功したほか、民間事業体ではありますけれども、間伐補助事業にも挑戦しているところでございます。ここはちょっと長らく放置された山ということで所有者に利益は出せなかったようなのですが、補助金とか間伐材の販売収入によって所有者負担ゼロで間伐を実施したという実績があり

ます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。これは、先ほど来お話ししております施業提案書、こういった形で所有者に提案しない限り、なかなか所有者は動き出さないということで、現在こういう提案活動をやっているわけですが、M社が所有者に示した提案書でございます。左のところに具体的に経費を示して、補助金を入れて、あるいは間伐材販売収入を入れて、何とかゼロで間伐を実施するという提案を行ったところでございます。これまでなかなか林業の世界でこういった具体的に金を示して提案するということがなかったというのが反省点でもございまして、日吉町ではそれをうまくやってきたということでございます。

12 ページにお戻りいただきたいと思います。三つ目のタイプとして、森林組合と民間事業体が連携したモデルも誕生しています。今年度セミナーを受講しております田野畑村森林組合と平成18年度に認定を受けた岩泉町のN林業はタグを組みまして、組合は所有者への提案、そういった所有者の情報力を使う。一方、N林業は高性能林業機械を有しておりますので、そういった機械力を組み合わせて、田野畑村において間伐材の生産を増大させております。右下は、アカマツ林の間伐実施後の状況写真でございます。そこに見えます作業道も、今回開設されたもので、所有者には1立方メートル当たり2,000円程度の利益を還元できたと聞いております。今後ともこのような地域森林経営プランが地域に着実に定着して、具体的な成果を出していくため、けん引型経営体の経営力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

11 ページに戻っていただきたいと思います。今後の取り組み方向のもう一つは、機械化等による低コスト化でございます。右の欄に人力による旧システムと高性能林業機械による新システムとのコスト比較を一事例として載せてございます。このとおり機械化によります生産性の向上は明らかでございます。倍近い生産性が高まるという状況となります。林内路網と高性能林業機械の組み合わせによる作業システムの定着によって、木材生産の低コスト化を促進してまいりたいと考えております。

①のところでございますけれども、高性能林業機械は1,000万円から5,000万円と、非常に高額であり、その導入に対してはこれまでも支援を行ってまいりましたけれども、今後とも補助金はもとより、リース経費あるいはレンタル経費への助成など、さまざまな支援を行ってまいりたいと考えております。

図17は導入実績のグラフでございます。高性能林業機械は県内にも着実に導入されておりました、平成19年度末で143台となっております。県別順位では5番目くらいでございます。

②でございますが、機械の導入とあわせて、機械を駆使できるオペレーターの養成も重要であり、このことにも引き続き取り組んでまいります。なお、研修の実施によりまして、平成20年度までに林業作業士を251名、高性能林業機械オペレーターを177名養成してきているところでございます。

③でございます。また、高性能林業機械による作業は、この機械を通すための作業路が不可欠となります。そのためには作業路開設に対して引き続き助成を行いますとともに、作業路を頑丈で安価に仕上げるための低コスト作設研修、そういったものを実施して、作業路の開設を促進してまいりたいと考えています。

以上、今後の林業の担い手対策として、一つには地域けん引型林業経営体の育成、一つには低コストなど経営力の向上、これらを中心に据えて取り組んでまいりたいと考えております。

最後のページをお開き願います。14 ページでございますけれども、後でも御報告する予定ですが、現在、雇用対策が喫緊の課題となっており、離職された方々の林業への雇用についても記載されているところでございます。林業サイドでは減少、高齢化しております従事者対策として、これまでも数々の施策を実施しているところであり、参考までにこれらの施策を林業従事者の確保、育成に係る施策体系として添付させていただきました。例えば技術習得では、現状のところ先ほどお話ししたとおり、技術研修等に要する経費への支援として、緑の雇用担い手対策事業がございます。また、資金支援では、岩手県林業労働対策基金が行っております林業就業促進資金の貸し付け、あるいは若年労働者新規参入促進事業がございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、御意見はございませんか。

○工藤勝子委員 説明大変ありがとうございました。若干質問させていただきたいと思っています。いわての森林づくり県民税ができてから、丸3年でしたか、経過いたしております。今後このいわての森林づくり県民税を継続してやっていくのかというところを聞いてみたいと思っておりますし、いろいろと森林面積の説明もあったわけですが、どの程度の間伐等の整備が混交林としてなされてきたのかというところを聞いてみたいと思います。

それから、現在の森林組合の経営状況、19 森林組合があるわけですが、どのような経営状態になっているのかもお聞きします。それから、民間の事業所が 12 あるわけですが、民間の事業所の経営状態を県はどう把握なさっているのか。

それから、こういう不況という大きな状況の中で、国民が1次産業にかける期待というのが非常に大きいわけで、今後林業の担い手となる人材をどのような形でそれぞれの森林組合、民間が採用をしていこうとしているのかというところをもし把握していればお聞かせいただきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○堀江林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税についてのお尋ねがございましたが、この中で県民から税金をいただきまして早期に間伐を実施する必要がある森林を整備している、環境の森整備事業ということで実施させていただいております。まず今後のことでございますが、この事業は5年ということの一つの区切りにはしております。今3年目とい

うことで、平成22年度までの流れということでございます。来年度以降になりますが、これまでの実績あるいは今後の動向等を踏まえながら、広く県民の皆様、あるいは議会の議員の皆様方等の御意見をよく聞きながら、今後さらに続けていくかどうか、あるいはどういう形で進めていけばいいのか、といったことを意見集約しながら、それらを外部の有識者で有しております外部評価委員会がございまして、そちらのほうにもお諮りして、今後の進め方について検討していきたいと考えているところでございます。

なお、これまでの整備の状況でございますが、大体年間1,500ヘクタール程度ということをお一つの目安にしておるわけでございますが、初年度は平成18年度からということでございまして、初年度は立ち上げということで十分整備できない部分がございます、半分程度でございましたが、昨年度が大体1,400ヘクタール程度の事業実施してございました。今年度も、このあとのこの際のところで御説明する予定がございまして、大体目標どおりの面積を確保できる見込みとの状況になっているところでございます。

○竹田森林整備課総括課長 私の方から、まず1点として、民間事業者の経営状況についてお答え申し上げたいと思っておりますけれども、正直言って民間の事業者について正確にはつかんでおりません。お聞きしている部分で御容赦いただきたいと思っております。先ほど御説明したとおり、木が太くなってきたということで、事業者のほうでもそういう実力のある方々は元気が出てきているという状況のようです。けれども、いかんせん木材価格がひとところよりも高くないという中で、なかなか採算を合わせるというのは厳しいということで、概して経営状況は決して楽ではないと受けとめてございます。

それから、もう一つ、今般の林業への採用の見通しでございますけれども、現在のところ我々がつかんでおりますのは、森林組合系統で35名、ただこの35名のうち、もう既に内定が20名あるということで、新規の枠は15名になります。一方、民間の事業者では12名ほど、固い線で採用をしたいと考えているという聞き取り結果となっております、先ほどお話し申し上げました緑の雇用で研修を受けてもらいたいと考えているようでございます。以上です。

○門口団体指導課総括課長 森林組合の経営状況でございますけれども、平成19年度決算で申し上げますと、24森林組合でございますけれども、7組合が当期損失金を計上してございます。また8組合が繰越損失金を抱えているというような状況でございます。このため、県といたしましては、経営改善計画の進捗管理等を現地に赴いて指導しているというような状況でございます。以上でございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。今後例えばいわての森林づくり県民税、1年間1,500ヘクタールの目標に対してまだ目標に及ばないところがあるわけですね。まだまだ民間所有者に理解をいただけない。例えば20年伐採できないとかというようなところもある。多分理解できない部分もあるのだらうとは思っています。例えば今後これを集約化するために、うちのほうにもいっぱいあるのですけれども、お隣同士で同じ年代に杉とかいろんな木を植えたところ、個人所有ですので1ヘクタールに満たないところもあるわけでは

ね。例えばそこを地割番地が大体似たような隣同士で、どちらも間伐してもいいよということであれば、この1ヘクタールという区分の中で、お隣同士合わせて例えば1ヘクタール以上になったら間伐のそういう県の事業を入れてやることができるのか。そういうことを検討しているのかどうかというところを聞いてみたいと思います。

森林組合の経営状態は余りよくないわけですがけれども、今後どんどん高齢樹が出てきて、切られる木が出てくるのだらうと思っています。やはり森林組合として非常に均衡がとれるような経営状況になっていくには、県としてどのような形の指導と言えおかしいのですけれども、切り込んでいったらいいのかという考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○堀江林業振興課総括課長 ただいまの整備事業の施業団地が小規模な場合どのようにすればよろしいのかということですが、規模的には団地の集約化ということで、飛び地であってもある程度一定のまとまりであれば、我々のほうで整備事業を実施しております、最低の塊として0.3ヘクタールを一つの目途にしてございます。しかも複数の所有者が一緒になって施業することが可能でございますので、委員御指摘のとおり、近くの森林所有者が話し合っ一緒になって、小規模であってもまとまった形で施業をしていただければ、私どもとすればそういったところを針広混交林ということで間伐させていただくというものでございます。

最近の流れでございますが、そういった実際に施業しているところを見て、自分のところもやってほしいという声も出てきております。その場合であっても新規でおやりになる場合もございますし、変更という形で今やっているところに追加でやるケースも出てきておりますので、私どもとしてもぜひ振興局、あるいはことしから提案型ということで森林組合等が補助事業で実施するもの、そういった形もオーケーにしておりますので、そういった事業体のほうにぜひ森林所有者のほうの御意向をまとめていただいて、できるだけ積極的に取り組んでいただけるように、また我々のほうでも支援を考えているところであります。

○門口団体指導課総括課長 森林組合の経営の今後でございますけれども、考えられるものとして、事業支援ということと、それから経営改善対策、それから組合運営の適正化と、この三つが考えられます。まず事業支援についてでございますけれども、系統運動によりまず施業共同化、県産材安定供給、経営革新、この三つのプロジェクトがございますけれども、これへの推進につきまして現地指導や必要な助言を強化してまいりたいとまず一つ考えてございます。

それから、二つ目の経営改善対策でございますけれども、森林組合連合会あるいは農林中金、これらと連携しまして、組合で策定しております経営改善計画の着実な実行により繰越損失金を解消するため、経営改善検討委員会へ参画して、計画の策定や進捗管理について指導、助言をしておりますけれども、これをさらに推進していきたいと考えてございます。

それから、三つ目に組合運営の適正化でございますけれども、組合運営の適正化確保の観点から、連合会が行っております新しい会計制度、これに係る研修につきまして、協力して

円滑な導入を進めるようにしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

○新居田弘文委員 御説明ありがとうございます。山を守るということは国を守ることにもつながるというようにお話を聞いております。そういう中で先ほど工藤勝子委員からお話がありました、県民税を利用するとか、あるいは国庫補助事業で取り組みされていることはよくわかっております。そこでお聞きしたいのは、この資料の中にもありますように、どちらかといえば国産の材料の確保が定時、定量の安定供給になかなか結びつかない面があるということで、外国に頼らざるを得ないというような国内の利用状況だと思うのですが、外国からの輸入状況の推移というのはどうなのでしょう。というのは、東南アジアを中心にして島の原生林を切り倒して土地が崩壊して、農作物をつくるのも事欠くというようなことであれだけいろいろ取り上げられておりますので、多分自然保護の立場、地球温暖化の立場からも、だんだん輸入が難しくなるのではないかなというような思いがするわけです。そうしますと、当然国産材の評価が非常に高くなってくると思いますが、そういう意味で輸入の状況がどうなのかということをまずお聞きしたいと思います。

それから、そういう意味で国でも県でもいろいろな補助事業で山の森林を育成するといういろいろな取り組みをされておりますけれども、それはそれでいいのですけれども、問題は先ほど説明がありましたように、それぞれの森林所有者といいますか、経営者がある程度収入がなければなかなか前に進めないと、当然のことですが。そういう意味で、もう少し力を入れてほしいと思うのです。というのは、さっき言いましたように、木だけではなくて、その土地が荒れますと下流の農林業、いわゆる水稻から何から全部に影響しますので、もっとトータルなとらえ方で国なり県でも取り組みをしてほしいと。やっているということはわかりますけれども、それについてこれからの状況についてお聞きしたいと思います。

それから、材料を買った方々の、いわゆる製材業者の今の経営状況をどのようにとらえているかということ。

それから、さらに川下になりますが、製材業者でたくさんのバークが発生しますけれども、たまたま農林水産委員会の去年の暮れの県外研修で、大分県の日田市でしたか、そこに研修の機会がありました。そのバークを積み重ねて堆肥にして農家に配っていたものをペレットにして、発電所の燃料の一部にも使っているというのを研修する機会がありました。そういう意味で製材業者のバークの扱い、今後どのような取り扱いで進めようとしているのか、その辺のお考えについてお聞きします。

○堀江林業振興課総括課長 何点か御質問がございました。まず外材の状況でございますが、国内全体のことを申し上げますと、平成19年度でございますが、国産材の割合が大体22.6%という状況でございます。それ以外は外材ということになっているものでございます。一方、岩手県の状況でございますが、岩手県の場合は国産材の割合が76%と非常に高くなっておりまして、外材が24%、具体的に申しますと43万6,000立方メートル、これ

が外材ということになってございます。

お尋ねの南洋材ということでございますが、このうち南洋材が大体6万立方メートル程度ございまして、岩手県の場合の主たる外材の輸入元は北洋材ということでロシア材が中心になっております。ロシア材につきましては、これまでも関税率を上げるということで、今年度25%、来年度以降はもうほとんど輸入できないという話があった中で、プーチン首相が関税率の引き上げを1年間さらに延期するという不透明な状況で、ロシア材の輸入は難しい状況になっております。ある意味国産材、特に岩手県の県産材の需要をさらに伸ばす格好の機会と考えているところでございます。非常に厳しい今の経済状況の中で、できるだけ山元から円滑に各製材業者、あるいは合板メーカーのほうに素材が流れるように、今それぞれの需給調整のための協議会等を県内あるいは各地に設置しておりますが、こういったところを中心に円滑に取り組めるように進めてまいりたいと考えております。

それから、製材業者の経営状況でございますが、これにつきましても今アメリカ発の金融恐慌ということで、製材業のほうでも住宅着工戸数が落ち込んでいるというような状況もございまして、厳しい状況であることに変わりないと認識しているところでございます。ただ一方で、私も県内の各製材業者を歩いていろいろとお話を伺っているのですが、中には非常に注文が多くきているというところもございまして、お話を伺っていますと、顧客でございます工務店、あるいは大手の商社、そういったところの顧客視点に立った製材を行っているところの経営が非常によろしいということでございまして、それは何かと申しますと、やはり決められた納期を守る、あるいはある程度の数量を確保をするなど、当たり前のことを当たり前にするというのが大事かと考えているところでございます。

また、一番大事なのは製材の品質でございまして、求められた品質をちゃんと提供する。あるいは万が一クレームがあったとしても、それにすぐ対応できる体制と、こういったものが重要だと考えておりますので、私どもとしても今後そういった品質向上に向けた、乾燥材等が中心になりますが、こういった顧客が求める製材を出せるようなものに力を入れて製材業者の経営のほうについても少しでもよくなるように努めてまいります。

最後に、私のほうからバークの取り扱いでございまして、大規模な製材工場でございますが、木くず焚きボイラーというものを設けまして、それを熱源利用にしているところでございますが、中小の製材業者ですとなかなかそういったバークの利用ができなかったところもございまして。そういった中で、一昨年から林業技術センターのほうで木くずやバークを燃やす小型ボイラー、そういった研究開発を進めておまして、昨年でございますが、試作機が完成したところでございます。来年度はそれを実際に現場で使ってもらい、さらに検証しながら、できればそういったものを今後各製材業者に使ってもらうようにしていきたいと考えてございます。そういった中で、規模の小さい製材業者であってもバークを有効活用できるような、そういったことを今後検討してまいりたいと考えているところでございます。○竹田森林整備課総括課長 私このほうから、トータルな考えで森林所有者、林業に対して支援を行うべきではないかという御質問がございましたのでお答えしたいと思います。森林整備事

業についてはさまざま条件がございますけれども、約7割までの補助金が出ております。そういう中であっても、委員御指摘のとおり、なかなか収支が合わないという山も少なくないわけございまして、そういった意味で県では昨年の春に支援策を充実すべきという要望を国にも行っております。一方そういった補助金等を十分生かし切れていないという面もございまして、そういった意味で今回けん引型のように、実際にうまくやれば合わせられる山も逆に言えばあることがわかりましたので、国には今後とも要望してまいりますけれども、現状ではそこをうまく使いながら、何とか所有者に提案していきたいと考えております。

○新居田弘文委員 ありがとうございます。それでは、もう一点お聞きしますけれども、いわゆる国産材、あるいは県産材の需要を高めるために、さっき住宅件数も減ったということもありましたが、公共施設を含めて、需要を喚起するような制度、多分今もあるのだろうと思いますけれども、その辺のこれからの進め方についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○堀江林業振興課総括課長 県産材の需要拡大の取り組みでございしますが、まず一つは今委員からもお話がございまして、公共施設、公共工事等への県産材の使用でございまして、やはり地方公共団体、県等が率先して県産材を活用していく。非常に大事なことでございまして、これにつきましては岩手県の公共施設・公共工事木材利用推進行動計画というものを立てておりまして、これは第2期ということで平成19年度からやっておりますが、3年間の計画で使っていくのだというものでございます。

この取り組みの状況でございしますが、平成21年度までの目標で、全体として1万7,100立方メートルを公共施設、あるいは公共工事ですることとしておりますが、今年度末の実績見込みとしては1万4,292立方メートルを使う見込みとしております。大体の進捗率でございしますが、84%ということで、順調に推移するのではないかと見ているところでございます。県立学校等の学校整備事業での内装材等への利用、あるいは公共工事での土木工事等での利用などなど、こういったものに取り組んでまいるところでございまして、各市町村のほうにも、できるだけ地域材を使っただけのように周知もしているところでございます。

また、公共団体だけではなく、やはり県産材を使うためのいろいろな取り組みということでございしますが、一つは販路の拡大といったようなところが大事ではないかと考えております。新たな販路拡大ということで、昨年11月には東京で行われましたジャパンホームショーのほうに岩手県で出店しております。その中で県北のアカマツを初めとしたさまざまな部材のほうのPRを行ったところでございまして、何件か問い合わせ、あるいは商談の交渉等もあると伺っているところでございます。

そういったさまざまな形で販路も拡大しながら、本県の県産材をできるだけ全国多くに、もちろん地場も含めてですが、使っただけように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○西村林務担当技監 ただいまの説明をちょっと補足させていただきます。委員から今制

度的なものを何を考えているかという、そういった質問だと思いますが、ただいま堀江林業振興課総括課長が申し上げた取り組みのほかに、岩手県産材が生き残るためには、まず大事なのは差別化ということであります。その差別化のために、一つが先ほど申しあげました県産材証明という制度を既にしております。これは岩手県産の材だということ、どこに持っていても恥ずかしくない材だということを証明する制度でありまして、主に公共工事等で使っております。

あとは、これはおくれたの制度ですが、既にこれも取り組んでおりますが、合法性証明で、言ってみればトレーサビリティといえますか、合法的に伐採して、それで流通してる材だということを証明するための制度です。これは県森連とか、あるいは民間の事業協同組合等で自主的に規範を定めて行っているというものです。

あとは、農水省の規格にはJAS認定というのがあります。これは岩手県の制度ではなく、全国的な制度ではあります。やっぱりこういうJAS認定の工場をつくった製品がほかよりもいいものだということを客観的に証明するというのが差別化のもう一つの大きな形になります。これは生き残るために既に積極的に取り組んでいる工場もありますし、県内でも集成材とかそういった工場では認定を受けているところもあります。

これは制度ではないのですが、差別化に必要なもう一つのものには、やはり乾燥しなければだめだと。先ほどのJASの認定といえますか、規格と関係するわけですがけれども、乾燥しない材ではどうしても狂いが生じるということがありまして、狂いのない木材でないと建築に使えない。大手のビルダーに狂いのない製品としての乾燥材を出して、信頼を得られるようにしなければならないということになりますので、県産材でも大手のビルダーが信頼できる乾燥材を納めなければならない。これは制度ではないのですが、そういった技術を林業としても、技術研修も含めて指導しているところでございます。ちょっと制度的なものも含めて補足説明とします。

○新居田弘文委員 ありがとうございます。もう一つですけれども、今新しい住宅は工場生産、いわゆる何とかハウスという、会社でつくってあつという間に完成する住宅が多いのですけれども、一番心配しますのは新しい住宅が次々建つけれども、地元で材料があり、地元の大工さんがいながら、地元の皆さんが参加する場面がずっと少なくなっているというような実感を持っています。そういう意味で、県産材の公共施設への利用はもちろんですけれども、やはり住宅についても何らかの手当てといえますか、すぐできるかできないかは別にしても、そういう監視をする方がいて、それが大きな雇用拡大、あるいは大工さんの仕事も引き続き継続できるというような視点もあるのではないかと思います、その辺についての考えだけで結構ですからお聞かせいただきたいと思います。

○西村林務担当技監 大手のビルダーの住宅が市内でも県内でもあちこちで見受けられるようになっております。ただその反面、やはり私は岩手県の木でできた家がいいという方もいらっしゃるわけですし、例えば岩手県森林組合の取り組みとしては、県森連の事務所にコーナー、部屋をつくって、建築士の方が住宅の相談に対応しながら、材はこういったものが

ありますよと、県内の森林からとれる材でこういったものがありますと。クリではこんなものがあります、杉ではこんなものがある、アカマツではこんなものがあるというような、要するに県産材を紹介しながら、それもどこでとれる材かということも紹介しながら、こういったもので家を建ててみたらいかがですかというような取り組みをしております。

また、県森連だけではなくて、例えば宮古地方でも宮古市の工務店と、材を供給する側がマッチングをしながら、地元の材で家をつくりませんか、そういったキャッチフレーズの下に取り組みを行って成功している事例もあります。我々もこのような取り組みなどを行政としても支援しておりますし、あとはそれを県外にもPRするために県外の代表的な建築の、先ほど言いましたようにジャパンホームショーというふうなところに岩手県産でつくった住宅というもののPRをこれまたやっています。いろんなチャンネルでそういったPRとかを行っております、まだまだ足りない部分もあると思いますが、これからもそれは拡充しながらやっていきたいと思っております。

○関根敏伸委員 地域けん引型林業経営体の育成について、もうちょっと詳しく聞かせていただきたいと思っております。目標なのですかね、平成22年希望創造プランでは、私有林の約10%をこういった形で団地化したいという目標のようではありますが、最終的にはどの程度まで効率化、団地化等を目標立てていらっしゃるのか、まず聞かせていただきたいと思っております。

それから、釜石市の森林組合と田野畑村の森林組合等々の取り組みがありましたが、具体的に所有者への還元、1立方メートル当たり1,000円から3,000円程度還元ができていますという実績のようではありますが、具体には1所有者当たり平均どの程度の金額がこういった事業で還元されていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○竹田森林整備課総括課長 まず最初に、けん引型経営体の目標でございますけれども、10ページの右下にございますとおり、いわて希望創造プラン、これは平成22年を目標にしてございますけれども、地域けん引型経営体によるこのプラン、地域単位の経営体による私有林の10%ということを目標に掲げております。矢印で下のほうに示してございますが、現在平成18年と平成19年でその地域森林経営プランを県が認定してございますけれども、私有林の10%で約5万ヘクタールほどをこのけん引型による経営として目指したわけですが、プランそのものはもう既に8万6,000ヘクタールをエリアとしています。

さらに言えば、先ほどお話ししましたとおり、平成20年度、今年度セミナーを実行しております12の経営体がプランをさらに作成いたしますので、10万ヘクタールを超える面積がプランとして出てきます。ただ、プランを立てればそれで終わりということではなく、むしろプランを立てて、施業提案を行って、日吉町のように所有者に信頼されて任せられるという段階までいくのは2年から3年、日吉町で10年でございますけれども、いずれ、そのスピードを上げていく必要があると思っております。今後は、県で長期計画を策定することとしておりますけれども、そういった中でこれまでの実績等を踏まえて、さらにけん引型経営体による森林経営プランの目標を見直ししてまいりたいと考えております。

さらに、所有者への利益還元を具体的にということでございますけれども、田野畑村で申しますと、お一人当たり間伐でございますけれども、40万円くらいというような実績。釜石市の情報がないので申しわけございません。田野畑村の事例で申し上げますと、所有面積によって違いますけれども、杉とアカマツの山をお持ちの方には、先ほど言ったとおり40万円、もう一方、アカマツ林だけの所有という方には110万円ほど利益を還元したという状況となっております。

○関根敏伸委員 そうすると、現状、さっき日吉町の話は私有林の90%団地化しているという話がありましたが、その程度のレベルを目標立てていらっしゃるというわけではないですね。とりあえずは10%程度のものを団地化しながら、今後長期的な計画は立て直していくという意味なのでしょう。最終的な目標立ての方向性だけお聞かせください。

○竹田森林整備課総括課長 説明が大変不十分で申しわけございません。このプランで目標とした10%というのは、1ページに本県の森林の実態ですと、私有林65万ヘクタールがあると。この中には、そのとおり眠っている山が少なからずあるということで、宝の山を目覚めさせるには、このけん引型経営体が必要ということです。この65万ヘクタールの1割をそういった生き生きとした手入れがされている山に変えていこうというのが目標数値で、当然そのけん引型プランを立てた中の森林については、日吉町のようにほとんどけん引型に任せられるというものをイメージしております。ただ日吉町のように9割も所有者から委ねられるという域に達するには、もうしばらくかかるかと思っておりますけれども、プランそのものは13%既に立てられておりますし、ことしのけん引型も立てますので、目標を上回るプランは立てられる。あとはその実践がこれから重要と考えております。

○西村林務担当技監 説明が重なりますが、10ページの岩手県の地図を見ていただきますと、地域けん引型経営体の分布と言ってはおかしいですけれども、大体くまなく全県を網羅していると思います。その3分の2は森林組合なわけですが、とりあえず10%を目標にして、今のところ私有林の13%を大体カバーできるくらいの経営をやりつつあるわけです。これは当初の目標の10%はあくまでもエンジンのスタートといいますか、そういったセルモーター的なものでありまして、例えば田野畑村はこれまでは機関造林しかやってこなかった森林組合が間伐による木材生産をやったらすごい生産で、先ほど申し上げましたような金額でもって所有者に還元しているという、森林組合にしては本当に画期的なことをやっているわけで、要するに味を占めているということでもあります。31経営体に味を占めてもらいますと、大体県内くまなくその経営をするようになりますから、10%にこだわらず、あとは自力でどんどん、どんどん自分の経営する範囲を団地化するなり拡大するなりして、あなた方の森林経営は私に任せなさいというくらいの実力をつけてもらえれば、この事業としては成功するのではないかと考えております。

○菅原一敏委員 一つだけお尋ねしたいのですが、5ページに森林組合の位置図というのがありますね。県内には24の森林組合が今あるというわけでございますが、そのうちの半分以上になる15の組合が繰り越し、あるいは当期の損失を抱えている、こういう現況にあ

るといふ御説明があつたわけでございます。そして、今現実には担い手として非常に大きな役割を占めているわけです。一方民間の事業体、これについては森林組合の区域を越えて大きなくくりでの民間の事業体もあるわけでございますし、さまざまな一元化するものをそのようなくくりで行っている例もあると承知をしているわけですが、この24の組合について、県としてはどのように現状認識をしておられるのか。そしてまた、今後合併等に向けた取り組みについてはどのようにお考えになっているのか。林業は林業としてのさまざまな事情はあろうかと思うのですが、その辺のお考えをお聞きをしたいと思ひます。

○門口団体指導課総括課長 大変申しわけございません、先ほどの説明、ちょっと舌足らずでございます、24組合中7組合が当期損失を計上してございますし、また8組合が繰越損失金を抱えてございますけれども、これはダブるのがございますものですから、足して15というものではございません。大変申しわけございませんでした。

それから、森林組合経営の現状につきまして、いずれ森林組合の課題といたしましては、利用事業、これは造林とか保育、間伐でございますけれども、これにつきましては機関造林の休止とか、造林面積の縮小等がございますが、今後、本来業務である組合事業を掘り起こしまして、経営体質の見直しが必要と考えてございます。それから、補助事業で導入した製材工場等の経営につきましては運営が苦しくなつてございますので、廃止も含めた抜本的な見直しが必要ではないかというようなこと。それから、林産販売事業を重視した経営体制への移行や新たな会計制度への適切な対応が必要というふうに課題としてはとらえてございますので、これに対し、県といたしましては、先ほど申し上げましたように、施業の共同化、県産材安定供給、経営革新、系統運動のプロジェクトがございますので、これの推進につきまして関係機関と連携して支援してまいりたいと。

森林組合の合併につきましては、平成19年9月の森林組合長会議におきまして、平成22年度までに現在の組合を、県内7地域での合併によりまして7組合にするという方向性を確認いたしましたしまして、平成18年7月に森林組合合併基本指針というようなものを策定してございます。現在でございますけれども、まず一関地方森林組合と東磐井地方森林組合が平成21年7月に合併の予定で進んでございましたけれども、いろいろ協議している過程で課題がございまして、半年ほど先送りするようなことで決定したところでございます。

また、現在花巻地方につきましては、花巻、大迫、石鳥谷、それに東和の森林組合で平成21年7月を合併期日として予定してございましたけれども、新聞等に報道されましたように、東和の森林組合におきまして課題がございまして、東和森林組合は今回は加入しない形で3組合で合併するというところで、今協議を進めているところでございます。

それ以外のところにつきましては、いろいろ動きがあるところ、ないところございますけれども、目に見える形での合併というものはまだないような状況でございます。

○菅原一敏委員 ありがとうございます。組合が今24あるわけですが、平成22年度までに七つの森林組合に合併をするという方向性があるわけでございます、今一関と花巻地区の取り組みについてお話いただいたわけですが、あと1年ちょっとになったわけですが

けれども、果たしてこの7組合に持っていけるのかどうか、期間的に非常に難しいのかなという感じもするわけですが、県としてこれを達成するために今後どういうふうに取り組んでいくお考えなのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○門口団体指導課総括課長 県内を7組合にするということにつきましては、委員おっしゃるとおり、現在の状況では非常に厳しいというふうに見てございます。しかしながら、森林組合が今後とも地域や組合員みずからに訴えながら、地域林業の中心となっていくためには、やはり合併によりまして経営基盤を強化すると。そして、自立できる経営体制を確立することが必要不可欠と思っておりますので、系統組織のほうで決めましたものは、平成22年までということでありましてけれども、この期間内にできないとしても、引き続き県としては系統等と協議しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 ほかになければ、これをもって林業の担い手対策について調査を終了いたします。

この際、執行部から、本県の農林水産業及び関連産業における雇用対策についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

最初に、本県の農林水産業及び関連産業における雇用対策について。

○高橋企画担当課長 それでは、お手元に配付してございます、本県の農林水産業及び関連産業における雇用対策についての資料を御覧いただきたいと思います。

まず、初め少し飛びますけれども、資料の3ページ目をお開き願います。最近の雇用情勢、そして農林水産業の就業者の動向等について、最初に説明させていただきます。参考の1、最近の雇用情勢についてでございますけれども、(1)は求職者数に対してどれくらいの求人があるかを示しました有効求人倍率の推移をグラフにしたものでございます。黒丸の折れ線が本県の推移を示したものでありますが、本県の有効求人倍率はグラフ中ほどよりやや左、平成19年1月の0.83、これをピークに減少しておりまして、昨年11月には、直近の数字でございますが、0.48とピーク時のおよそ半分まで減少してございます。

次に、1の(2)、特に深刻とされてございます県内の雇いどめの状況でございます。直近調査の1月15日現在によりますと、表の右下にありますとおり、県全体では2,830人となっております。これは年末のおよそ2,500人と比較して、約300人、半月で増加してございますし、前回調査の1月8日と比較しまして、表の右端下にございますとおり113名増加しているところでございます。

次に、2の本県の農林水産業におきます就業者の動向について御説明申し上げます。農業、林業、水産業、それぞれ比してございますが、農業におきましては、農業を主たる仕事としている者、これを基幹的農業従事者と申しますが、その数が平成7年には8万6,252人とございました。これが10年後の平成17年には6万9,463人となっております、この10年間で約1万7,000人減少しているところでございます。

また、農業の欄の3行目、60歳以上の従事者の割合でございますが、平成7年はおよそ6割であったものが、10年後の平成17年には7割を超えまして、従事者の減少、高齢化が喫緊の課題となっている状況でございます。なお、林業、漁業の就業者におきましても、同様に減少傾向が続いてございます。

次に、3、新規就労者、農林水産業に外部から新しい方がどれぐらい入っているかという推移でございます。この数値にございました年次によって参入者数に変動はありますものの、徐々に増加の傾向にございまして、平成19年には新規参入者が300人を超えてございます。こうした数値からも1次産業への就業に対する気運が徐々に高まってきているものと考えているところでございます。

最後に、4番でございますが、雇用の受け皿と期待されてございます農業生産法人の推移でございますけれども、これも徐々にふえまして、平成13年から6年間で100ほどふえまして262法人となっているところでございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと存じます。まず初めに、1の雇用対策の基本的な考え方についてでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、本県においても有効求人倍率の低下、そして雇いどめの増加など、急激に雇用情勢が悪化してきてございます。その中で、農林水産業や食産業等の関連産業は比較的不況に強い業種と言われてございまして、地域産業を支える産業として、また雇用の受け皿となる産業として期待が高まってきているところでございます。

(2)でございますが、一方において、先ほど説明いたしましたとおり、農林水産業の就業者は減少、高齢化等によって担い手の確保、育成が喫緊の課題となっているところでございます。

(3)でございますけれども、このような雇用情勢の急激な変化、これは担い手が不足している農林水産業への就業を促進する一つの契機であり、喫緊の課題である担い手の確保、育成を図るチャンスと位置づけ、関係機関、団体と緊密に連携を図りながら、農林水産業及び食産業等の関連産業への就業を促進し、農林水産業の担い手対策、そして現下の厳しい情勢に対応した雇用対策、これを一体的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2のこれまでの対応についてでございます。(1)の推進体制の整備につきましては、アの県の推進体制といたしまして、昨年12月に知事を本部長といたします緊急雇用対策本部を設置いたしますとともに、県の新たな組織として商工労働観光部に雇用対策・労働室を設置いたしますと、全庁挙げて雇用対策に取り組むこととしたところでございます。

次に、イの農林水産業や関連産業における推進体制についてでございますが、そこにおきまして19の関係機関、団体で構成いたします岩手県農林水産業等雇用促進連絡会議を本年1月9日に立ち上げ、農林水産業及び関連産業の担い手対策、そして雇用対策を一体的に推進するための体制を整備したところでございます。

ページ中ほどの点線四角囲いを御覧ください。その中の4、取り組み内容の①のとおり、

この連絡会議の構成団体等の雇用対策の具体的な取り組みを就業促進アクションプラン、これは仮称でございますけれども、このプランとして取りまとめまして、関係団体等が一丸となり、総合的な担い手対策と雇用対策を進めることとしているところでございます。このアクションプランにつきましては、後ほど詳しく御説明申し上げます。

次に、(2)の関係団体への緊急要請と(3)の相談窓口の緊急開設についてでございますけれども、県といたしましては、昨年末の雇用情勢の急速な悪化を受けまして、(2)の点線の四角囲いのおり72の関係団体に対しまして、①から③までの就業相談活動、そして資金支援などの既存対策の積極的な活用、そして国の2次補正予算等を活用いたしました雇用対策の充実強化につきまして、緊急要請を行ったところでございます。

さらに(3)のおり、雇いどめとなった方々などの農林水産業への新規参入、または就業相談を行うための相談窓口を緊急に開設したところでございます。

次のページをお開きください。(4)の雇用対策の取り組みについてでございますが、最初に、アにありますとおり、去る1月10日に「新農業人フェア in いわて」といたしまして、盛岡市内で就農相談会を実施いたしました。その相談会への参加者は9月に行いました前回の相談会を46人上回る108人が参加したところでございます。そのうち、書いてございますが、具体的な就業相談をしたものが、括弧書きでございますけれども、55名ございました。なお、点線の四角囲いの2のおり、そのうち9名が具体的に農業法人への就職に向けて相談を実施しているところでございます。

次に、イの法人等における求人調査を1月14日に緊急的に実施したところでございます。その結果、現在、農業法人や大規模農家で39名の求人があるほか、森林組合や林業事業体、先ほどの説明にございましたとおり、先ほど27名と申しましたが、およそ30名と筆記してございます。その求人が見込まれているところでございます。

次に、ウの関係団体による雇用の創出でございますが、県中央部の農協におきましては、堆肥センターでの雇用や農協等の共同作業等を組み合わせた通年雇用を検討してございまして、1月16日現在におきましては、堆肥センターの作業員として1名、また事務職員として1名、計2名の求人を実施しているところでございます。また、全農岩手県本部におきましても、大規模園芸農家や新たに設置される畜産団地等におきまして雇用が可能かどうか、現在調査をしているところでございます。

次に、3、今後の対応についてでございます。(1)につきましては、先ほど就業促進連絡会議の設置のところで若干触れましたけれども、農林水産業や食産業、木材産業等の関係団体が一体となりまして、農林水産業及び関連産業への就業促進アクションプラン、仮称でございますが、これを策定することとしてございます。このプランには、既存の雇用対策というものはもとより、国の2次補正予算及び来年度当初予算による新たな対策も盛り込むこととしてございまして、関係団体等の連携のもとに、総合的かつ具体的な雇用対策に取り組むため、策定してまいりたいと考えてございます。

その具体的なプランの内容等につきましては、点線四角囲いの1を御覧ください。まずプ

ランの位置づけにつきましては、本県の雇用対策の基本方針を定めました今後の雇用対策の方向というものがございます。平成20年6月に見直したものでございますが、この雇用対策の方向の農林水産業及び関連産業の部門別計画として位置づけてまいりたいと考えてございます。

また、実施期間でございますが、県の雇用対策の基本方針で定めた今後の基本方向と同一期間としまして、平成22年度までのおよそ2カ年間をその実施期間としたいと考えてございます。また、ポツの四つ目でございますとおり、連絡会議で定期的にプランの進行管理を行いますとともに、情勢変化に応じましてプランを見直すこととしてございます。このプランの策定スケジュールでございますが、2月中旬に再度、関係団体等で構成します連絡会議を開催し、その意見を踏まえまして2月末日までに策定してまいりたいと考えてございます。

次に、(2)の今後の雇用創出の取り組みでございます。アの今後の就業相談会につきましては、①の盛岡市内のジョブカフェで開催を予定してございます農業を始めたい人の相談会、これを初め、②、③のとおり、東京都で相談会を2回ほど実施することとしてございます。

次に、イの雇用ニーズの把握とマッチング支援についてでございますが、県内の新規就業希望者や農林水産業関係法人におきます求人数など、1月末日現在の状況を2月上旬に取りまとめ、この数値をもとに関係機関、関係団体との連携のもとに、この求人者と求職者のマッチングを進めてまいりたいと考えております。

さらに、ウの就業を促進するための施策等の導入についてでございますが、国の2次補正予算、そして国の来年度当初予算の積極的な活用を促すために、県主催の説明会を開催し、広く県内への導入を促進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、少し飛びまして4ページを御覧いただきたいと思っております。参考の5でございますが、就業促進のための主な既存の対策について取りまとめたものでございます。詳細の説明につきましては割愛させていただきますが、例えば農業の欄を御覧になっていただきたいのですが、就業相談の実施であるとか、1次産業に入るために一つのネックとなっております技術の習得に関する支援、あと参入等に必要な機械、施設等の支援、または参入時等にかかります無利子の資金の貸し付けなどを実施しているところでございます。

続きまして、次のページ、5ページ中ほどを御覧いただきたいと存じます。新たな施策でございますが、国の2次補正予算及び国の来年度当初予算の概要をまとめたものでございます。この内容につきましては、早急に事業の詳細につきまして情報収集を行い、今後、作成いたしますアクションプランに反映させてまいりたいと考えてございます。それとともに、県内の導入を促進してまいりたいと考えてございます。

この主なものを申し上げますと、表の左側、共通の欄の1、ふるさと雇用再生特別交付金でございますが、厚生労働省所管の国の2次補正予算で、現在国会で審議中のものでございます。内容欄でございますとおり、産直など地域の発展に資しますアグリビジネスなどを雇

用して実施する場合に、その費用を助成する内容のものでございます。

次に、同じく共通の欄の2、緊急雇用創出事業でございます。これも同じく厚生労働省所管の国の2次補正予算でございますが、これも国会審議中のものでございます。内容にございますとおり、県や市町村が民間企業等に対しまして森林整備等の事業を委託し、一時的、一時的と申しますのは6カ月以内を想定しているものでございますけれども、このようなつなぎ就労の機会を提供する場合に、その費用を助成するものでございます。

最後になりますが、県といたしましては、ただいま御説明申し上げましたこういう事業を着実に推進いたしまして、農林水産業及び関連産業担い手対策、雇用対策に関係機関、団体等一丸となりまして取り組んでまいりたいと考えてございます。以上で説明を終わります。
○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。

次に、いわての森林づくり推進事業の取り組み状況と施策の充実について。

○平野林業振興課特命参事 いわての森林づくり推進事業の取り組み状況と施策の充実についてでございます。最初に、平成20年度の取り組み状況について報告いたします。県議会や県民の皆様からいただいた意見や事業評価委員会の提言を踏まえまして、今年度いわての森林づくり県民税を活用した施策の拡充を行い、事業を推進しているところでございます。

まず、いわて環境の森整備事業についてですが、これは公益上特に重要な森林で、森林所有者みずからの管理が期待できない森林を対象に、混交林誘導伐を実施するものですが、目標面積1,500ヘクタールに対しまして、1,561ヘクタールの面積を確保し、事業を進めておるところでございます。この施策の事業の充実といたしましては、地域の森林に精通した森林組合が企画申請できる提案型補助事業を導入いたしまして、整備を進めております。なお、整備の事例といたしまして、この後ろの3ページの(1)に整備前、整備後の状況を掲げております。

次に、県民参加の森林づくり促進事業についてですが、これは地域住民などが主体的に取り組む森林づくりに係る活動を公募、支援し、岩手の森林環境の保全を促進するものです。目標数30事業に対しまして29事業を採択し、事業を進めております。施策の充実といたしまして、これまでの森林をつくる活動に森林環境学習など森林を学び生かす活動を追加いたしまして、幅広い活動を促進しているところでございます。なお、活動事例といたしまして、3ページ目の(2)に間伐ボランティアいわての活動の状況を掲げております。

次に、(3)、いわて森のゼミナール推進事業でございます。これは、平成20年度の新規事業でございまして、児童生徒を対象とした森林学習会や一般県民を対象とした森林ボランティア入門講座など、森林、林業への理解を深めていただく機会を提供するものでございます。森林学習会を小中学校22校で実施したほか、学習の森プランの策定、教職員等セミナー、森のゼミナール、森林ボランティア入門講座を実施しております。なお、この森林学習会、森林ボランティア入門講座の事例につきましては、一番後ろ4ページの(3)に掲げておりますのでお目通し願います。

次に、いわての森林づくり普及啓発事業、これも平成 20 年度新規事業でございますが、いわての森林づくり県民税の取り組み等を広く周知し、森林づくりへの理解を促すための啓発イベントや、(1) のいわて環境の森整備事業実施箇所における現地見学会の開催等を行うものでして、啓発イベントとして、いわての森林の感謝祭、みんなで取り組む森林づくりフォーラムのほか、PRのための現地見学会、新聞広告、映像資料等のリーフレット作成などを行うものでございます。なお、いわての森林の感謝祭、現地見学会の様子を 4 ページの(4)に掲げております。

2 ページに移らせていただきます。次に、施策の充実についてですが、いわて環境の森整備事業におきまして、松くい虫被害先端地域のアカマツ林を対象に事業を行う場合、松くい虫感染源クリーンアップ実証調査の成果を踏まえた整備の実施を検討しているところであります。

この背景ですが、本県の松くい虫被害は、被害先端地域で増加しておりまして、被害北上のおそれがあるところですが、この被害蔓延防止、北上阻止策といたしまして、潜在被害木、衰弱木等の感染源の徹底除去が有効であることが松くい虫感染源クリーンアップ実証調査事業で実証されております。

その調査概要と成果については囲みの中に示しておりますが、概要についてですが、紫波町など被害先端市町村において、被害木を中心とした半径 60 メートルの範囲の感染源の徹底駆除と半径 200 メートル範囲の追跡調査を実施しております。あわせて感染源のチップ化処理の導入の可能性についても検討したものでございます。

成果といたしましては、2 ですが、被害蔓延防止策として有効、効果的な感染源除去の範囲は被害木から半径 70 メートルであることがわかっております。また、チップ化する場合、150 メートル以内に林道があること、チップ工場までの運搬距離が 30 キロメートル以内であることなど、現状経費の範囲内でチップ化が可能な現場条件が明らかになっております。

次に、(2)、いわての森林づくり県民税事業評価委員会からの提言ですが、被害の先端地域であります松くい虫被害防除監視帯におきまして、いわて環境の森整備事業を行う場合は、松くい虫感染源クリーンアップ実証調査の成果を活用すべきであるとの提言をいただいております。

これら(1)、(2)を受けての今後の対応についてですが、これまでの県議会や市町村からの意見、事業評価委員会からの提言を踏まえまして、具体的な事業設計を行い、平成 21 年度からの実施に向けて検討しているところであります。以上で説明を終わります。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。

次に、岩手県競馬組合の発売状況等について。

○浅沼競馬改革推進監 競馬組合の発売状況についてでございます。計画達成状況でございますけれども、今月 12 日に今年度の通常開催が終了いたしまして、達成率といたしましては 100.9%と計画を上回っている状況でございます。広域受託については 89.4%の状況でございます。

それから、2の前年度比較でございますが、発売額につきましては212億7,400万円と前年度比が93.6%、それから入場者数につきましては155万5,418人と前年度比は96.1%と、こういった状況になってございます。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。

この際、委員の皆様方から何かございませぬか。

○菅原一敏委員 御説明いただきましてありがとうございます。一番最初に説明いただきました本県の農林水産業及び関連産業における雇用対策の中に、3ページの下段のほうですが、農林水産業の新規就労者数の推移、この表の下の注意書きに、漁業への新規就労についてはハードルが高いと、非常に難しいという記述があるわけでございますが、平成19年度、62名の新規就労者があるわけですが、この方々はどういう方だったのか。漁業者の子弟であったのか、あるいはハードルが高いながらも幾らか新規就労者があったのかどうか、この点ひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、5ページなのですが、水産業の既存の対策の主なものの中に、3の資金支援として沿岸漁業改善資金、これがあるわけでございますが、ちょっとこの説明からは外れるのですが、お願いといたしますか、お考えをお聞きをしたいのですが、実は広田湾漁協におきまして、エゾイシカゲガイという新しい貝の養殖を始めているわけでありまして、生産規模の拡大もできつつあるわけです。そして将来的には広田湾産の特産品化をしたいという取り組みを地域営漁計画にもあるわけですが、そういうものに基づいて進めようとしているわけでございます。ここで新規に養殖に参入する場合に、資金面で非常に多額の費用がかかりまして、これがネックになっているという状況がございます。

そこで、沿岸漁業改善資金なのですが、これは無利子融資なのですけれども、これを使いたくても対象魚種にエゾイシカゲガイが入っていないという実態になるわけでございますね。これは似たような貝で例えばトリガイなんかは入っておりますし、大部分の養殖対象のものが入っているのですが、新規の養殖ということもありまして、エゾイシカゲガイは入っていないため、この無利子融資を受けられないわけでございます。これは政令で定めとなっておりますので、ぜひともエゾイシカゲガイの生産拡大のためにも、沿岸漁業改善資金が使えるように国に対して強力に働きかけをしていただきたいと思いますと思うのですが、この点についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○大森水産担当技監兼水産振興課総括課長 先に質問がありました参考資料の水産の新規就業者の推移についてでございますが、確かにここにハードルが高いということが書いてありまして、漁業は一つには技術の習得ということがありますし、それから新規で始める場合の資金の手当ての分、それから組合員資格がないと例えば新規の養殖とかができないなどの問題がありまして、なかなかほかからの参入が難しいということになっております。60人ぐらいの内訳については正確な資料がないので今調べておりますけれども、ここに書いているのはUターンも含めてですけれども、ほとんどが漁家の子弟の方が新たに漁業を開始したということでの数字となっていると思います。少々お待ちください。

○門口団体指導課総括課長 先ほどの沿岸改善資金の関係でございますけれども、私、初めてこの事例を承知したものですから、事実関係につきましては確認いたしまして、必要に応じて国のほうに要望してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○菅原一敏委員 新規就労者の62名については、後でわかった時点でよろしいですから教えていただければと思います。

それから、沿岸漁業改善資金ですが、助成法施行令という政令で決めているようなのですが、ぜひともこれを早期に対象魚種に入れていただくように国に対して強く働きかけをしていただきたいと思っておりますので、これを要望して終わります。

○新居田弘文委員 雇用対策に関連してお聞きいたします。先ほど資料でも説明がありましたように、農業就労者といえますか、従事者数が年々減っております、その中で新規就労者の数が若干ながらふえてきたという、この点については喜ばしいと思うのですけれども、特に最近のように経済がこういう状態の中ではいろいろな取り組みはそれぞれ評価されますが、特にこういう時期にこそ農林業の活躍といえますか、過去の歴史からいくと寄与するものが多いと思うのです。

この間、農林水産大臣が耕作放棄地を再利用化といえますか、農地化するというこのお話も新聞に載っておりましたけれども、そういう背景の中で、この雇用対策の延長上に、いわゆる食料自給率を向上するためのもっと具体的な提案といえますか、国の方針が示されたような形跡はあるのでしょうか。それともこれから出てくるのでしょうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○高橋企画担当課長 耕作放棄地の対策につきましては、今現在、農林水産省におきまして、農地の改革プランという形で、いわゆる利用を促すような制度に変えるということを検討しております。その一つとして借りた側に、例えば税金でございますけれども、生前贈与、贈与税というものが免除されるというような内容でありますとか、そういったものが検討されてございます。

あとは、自給率向上のための方針と申しますものにつきましては、今まさしく食料・農業・農村基本計画の見直しというものを国が行ってございまして、それは米の生産調整のあり方、今まさしく新聞紙上にも載ってございますけれども、そのあり方をどうするかということも含めまして、計画と並行して検討されていると伺っているところでございます。

○新居田弘文委員 そういう議論はこれから出てくると思うのですけれども、やっぱり最後はつくったものが一定の所得が補償されて、農業をやっていくという意気込みがわいてくるようなそういう補償方式とか、いろいろな農業政策が出てこない、手先のこういう、これはこれでももちろん大事なのですけれども、もっと先の展望がないと農業就労者といえますか、そういう耕作放棄地云々もだし、生産調整後の取り組み、いろんな転作も含めて、なかなか進まないのではないかなと思います。そういう意味で、価格面とか、あるいは所得補償方式的なものをもう少し真剣に考えていいのではないかなと思いますが、これは国の制度上の話でもありますが、部長はそれをどのようにお考えになっているかお聞きしたい

と思います。

○高前田農林水産部長 今後の農業政策の方向性につきましてでございますけれども、先ほども企画室の担当課長のほうからお答え申し上げましたとおり、今まさに食料・農業・農村基本計画の見直しの検討が始まっておりまして、この中で、委員も御案内のとおり、例えば生産調整の抜本的な見直しも検討課題になっております。そういったようなことも含めて、さらに6大臣、大臣間のいろいろな検討の組織、こういったものも立ち上がっているということでございますので、そういったようなものの行く末をしっかりと見定めていきたいということでございます。私どもとしてはやはり本県の農業の実情というものをしっかりと国に対してお伝えをして、本県として農業振興のためにどういったような政策が必要かということ、これまでも政策提案という形で提案をしてきたわけでございます。これの中には、経営所得安定対策といったようなことも入っておりますので、そういったようなものを踏まえた国での本格的な議論を期待をしていきたいと思っておりますし、必要に応じてこれからも私どもの意見を申し上げていきたいと思っております。

それから、先ほど耕作放棄地の活用のお尋ねがございました。これにつきましては、実は来年度の当初予算等におきましても、耕作放棄地等の活用の新しい事業、これが国のほうで事業メニュー化されております。こういったようなものの活用についても、これから本県の農政の課題としてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○大森水産担当技監兼水産振興課総括課長 先ほどの水産業の就業者の内訳でございますが、水産高校等を卒業して新規の学卒者が9人、それから漁家の子弟の方でUターンで戻ってこられた方が30人、それから地元の方で、都会に行って会社等で働いていて定年になって戻ってこられた方が23人ということで合計が62人。そのうち大槌漁協で公募でといいますか、マッチングで東京の歯科技工士の方で、6カ月、短期で定置の乗組員をやってみようということで挑戦している方も1名入っているそうでございます。そういう内訳になってございます。

○工藤勝子委員 5ページの中で、国の2次補正の予算があるわけですが、今審議中でどうなるかよくわかりませんが、共通の部分の切れ目のない公共事業の実施というところ、県営工事の前倒し発注等によって雇用を創出するという形が書かれております。これは、多分農林水産部で出てきたということは基盤整備事業等のことだろうと思っておりますけれども、この発注の時期をどのような形でこのように明記したのかをお聞きしたいと思っております。

それから、きのう、遠野ですけれども、建設協会の人たちの懇談会がありまして、そこに出ていましたら、35社だと思っておりましたら年末年始にかけて2社がもう倒産しておりました。あと2社が近々いきそうだというような話も聞きまして、非常に重苦しい雰囲気の中で、ごあいさつの中でも何をどうごあいさつしたらいいのかよくわかりません、おわびをしたみたいになってしまいました。そういう形の中で、例えば遠野におきましても平場のほうは大体整備が進んできているわけですが、今後県としてこの基盤整備事業

なり、中山間地の土地改良の整備なりを新規でやろうとする、こういう国の事業等も使って、雇用創出も含めてやろうとしているところがあるのかないのか、その辺のところを確認で聞いてみたいと思います。

○沼崎農村建設課総括課長 雇用創出に向けた、例えば農業・農村整備事業についてお答えしたと思います。いわゆる公共事業の場合には、春先から第1・四半期ぐらいまでが公共事業の発注がない、いわゆる端境期と言われております。今般の雇用状況にかんがみまして、何とか端境期をできるだけ解消したいということで、去る1月16日付でございますけれども、建設工事を前倒しで発注していこうということで、各現地機関のほうに指示したところでございます。

その中で、今工事を発注できるものは、例えば4月から工事を段取りをして、国の法決定を待って発注するというのが例年のパターンなわけですが、それを今のうちから設計を組んで、4月になったならばすぐ契約できるようにということで、いわゆる端境期をできるだけ少なくしたいと考えております。

それから、もう一つ、新規の事業につきましては、市町村から毎年、向こう5年間でどれぐらいの事業の要望があるのかを取りまとめておりますが、その中で計画的に新規を出していこうということで、市町村あるいは土地改良区の要望を受けまして、県の予算あるいは国の予算をかんがみまして、計画的にやっっていこうということで進めております。以上でございます。

○工藤勝子委員 済みません、遠野のことなのですけれども、例えば稲刈りが終わってから工事に入ると、今までそういうパターンですよ。結局1回でも1作でも農家の人たちに農産物を収穫させて、所得に結びつけて、それから工事に入りたいと。そうすると、非常に遅い時期、今盛んに行われている状況。工事の人たちに言わせると、非常に効率が悪いと。雪が降ったり荒れたり、寒い時期なものですから工事の進みぐらいい悪いというようなこともありまして、そういうことを振り切りながら、例えば4月とか5月あたりに発注できる見通しにしたいということなのでしょうか。

それから、そういうことが本当にできるのかということも聞いてみたいと思っております。

○沼崎農村建設課総括課長 例えば圃場整備事業等の農地に直接手がかかる事業につきましては、今からというふうな話になりますと、種子の問題、それから肥料の問題とか、農薬の問題とかがあつて、なかなか手配ができない。それから、既に農家の方々の中で、来年はこうしようという合意形成のもとで進めておりますので、すぐということではできません。ただ、例えば圃場整備する場合でも、工事をする前に転作をしていただくか、あるいは工事が終わった後に転作をするかというふうな、いわゆる事前転作、事後転作という二つの方法があるわけですが、それについてもあらかじめ地域の方々の合意を得ながら、どちらの方法を選択しますかということで進めております。

なお、今回の対策については、なかなか圃場整備等についてはすぐにはできないわけでは

けれども、それ以外の例えば建物の関係でありますとか、地域の活性化施設でありますとか、それから集落内の耕作道、あるいは集落内の排水路等については、直ちに着工できるものもありますので、そういうものを選択しながらやっていきたいと思っております。

○菊池勲委員 この間、新聞を見ていて、30億円か40億円の前倒しの公共事業を発注するというのを聞いて、すごくいいことだと思った。私も改良区の仕事に今携わっているのですが、農家は新年度の耕作のために種もみも肥料もすべて準備はしているのだ。本来であれば、農家そのものに対して説得さえできるならば、前倒しで圃場整備事業でもいいからやってほしいのだよ。その種もみとか肥料は発注はしたけれども、まだ納入はされていないと思うのだけれどもね。今やろうとするのは農家のためではなくして、公共事業でありますから、農家以外の方々を助けるための戦いだと思って私は期待しておったのだけれども、今の答弁は余りいい話ではないな。その辺の側溝をつくるとか、農道を整備する程度の前倒しだと本当の前倒しみたいな格好になるのだよね。今は経済効果として思い切ったことをやらないと救えないのだ。工藤勝子委員が言ったとおり、地元の業界の問題を含めて、これはどこもそうなのだ。遠野だけではないと思いますよ。

30億円から40億円という数字をどんと岩手日報が上げておったから、すごい、よし、これで我々も生きられると思った業者もいっぱいいるはずなのです。もちろん入札でありますから、自分がとれる保証はないのだけれども、どなたかとった場合には下請などをさせてもらえるのだと私は思った。今の沼崎農村建設課総括課長の説明では、そんな意味はないみたいだものね。私も改良区合併して大きなものをつくってもらった。今30億円、40億円に見合う一部だとするならば、農道の小さいのは2カ所、3カ所あるのだろうけれども、その程度では前倒しという言葉にはならぬと思うよ。ここは、新聞ででかでか上げたわけだから、農作業をするにはまだ時間があるわけだから、早速取りかかって、できれば私ども改良区を含め、農協も含めて相談をしながらやれる方法があるというならば、前倒し効果は完璧に出るのだ。どうなのですかね、その点。

○須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 ただいま前倒し発注についてのお尋ねでございました。新聞報道されておりました30億円、40億円という額についてでございますが、あれは県土整備部のほうの事業がほとんどということになっておりまして、先ほど沼崎農村建設課総括課長が申し上げましたように、農村整備関係では営農との関連がございまして、やれる工事というのは限られてまいります。ただ、国のほうでも、今2次補正予算の中でゼロ国債など審議されているようでございますので、こうした状況を見ながら、国のほうとの調整、あるいは地域で、先ほど委員からお話ございましたように、前倒しで工事ができないかどうか、地元とも調整、協議をしながら、可能な限りそういった前倒し発注に努めていきたいと考えているところでございます。

○五日市王委員 今他部で進めている計画なのですが、いわゆる広域振興局の再編の計画が進められておりまして、地元でもあらかた説明会等が終わって、大体意見も出そろったかなというような感じを持っています。その中で、本局の位置に関しては抜きにしまして、住

民の皆さんが一番心配していることというのは、やはり食産業を含めた第1次産業の農林水産部の関係です。特に二戸地方は水産業がないわけですから、農林業の関係で後退していくのではないかと、指導が行き渡らないのではないかと、情報が行き届かなくなるのではないかと、人数が減らされるのではないかと、そういった不安を物すごく持っていて、そういった不安が一気に出てきたところがございます。逆に言いますと、やはり農林業の振興に期待しているところというのは非常に大きいものがございます。そういった点で、これからあの案がどうなっていくかというのはまだ別問題といたしまして、本局の位置がどうなるかというのも別問題といたしまして、そういった県北の声が強いということ、ぜひ幹部の皆さん共通の認識を持っていただいて、これから再編に当たっても、やっぱり内部からも、あの地域は農林業をきちんと守っていくのだというような組織体制であるとか、そういったものをぜひ内部でも声高にいろんな場に発信をしていただきたい。そのことをお願いしたいと思っておりますので、部長から何かコメントがあればいただきたいと思っております。

○高前田農林水産部長 広域振興局の再編につきましては、今県内各地で説明会を開催させていただいております。その中でいろいろな御意見をいただいております。私ども県の内部でも、あの原案を検討するに当たってはさまざまな議論がございましたが、当部といたしましては、やはり農林水産業の振興というものは、現場に密着したサービスなくしてはあり得ないということで、基本的に現在のサービス水準を維持、ないしはむしろ強化するといったような観点から、あの原案についてはさまざまな意見を申し上げておまして、そういったような意味で農林水産業の現地機関につきましては基本的に、委員も御案内のとおり、例えば県北におきましても現在の普及指導体制であるとか、そういうものは維持できるような体制としてお示しをしているということでございますし、これからもそういったような考え方で広域振興局の再編については、当部としては臨んでいきたいと考えているところでございます。

○五日市王委員 現状維持、さらにもっとプラスアルファも考えていくということで、大変力強いお話でありがたいです。いずれこれからいろんな提案も、恐らく地元を含め出てくるものと思われま。ですから、そういった姿勢でぜひ内部でも進んでいただければと思っております。以上です。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって本日の調査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。